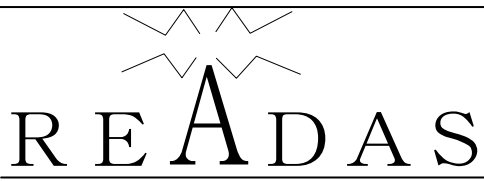


第 6016 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 9日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 相続税の申告書の添付書類

**Q**：相続税の申告書に添付する書類が見直されたとか。どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

平成30年度の税制改正大綱に、相続税の申告書に添付する書類に相続人が被相続人の実子または養子の別を明らかにする書類を加える旨が盛り込まれたのを受け、このたび、相続税法施行規則が改正され、次のように取り扱うこととなりました。

相続税の申告書を提出する際には、被相続人の死亡時の財産及び債務のほか、各相続人が相続した財産又は債務の明細等を添付しなければなりません。

平成30年の税制改正では、この相続税の申告書に添付する書類が見直され、次の書類を添付しなければならないこととなりました。

- ①相続の開始の日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本又は被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
- ②不動産登記規則247条5項（法定相続情報一覧図）の定めに基づいて交付を受けた法定相続情報一覧図の写しのうち、被相続人と相続人の関係を系統的に図式化したもので、被相続人の子が実子又は養子のいずれであるかの別が記載されたもの。この場合、被相続人に養子がある場合には、その写し及びその養子の戸籍謄本又は抄本を添付しなければなりません。

